

令和 6 年度羽村市内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定に基づき評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

羽村市長は、羽村市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「羽村市内部統制取組方針（令和 6 年 2 月 26 日）」を策定し、当該方針に基づき、内部統制の推進に必要な事項を「羽村市内部統制実施要領（以下「実施要領」）」に定め、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和 6 年度を評価対象期間、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、実施要領に基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続きのとおり評価を実施した結果、羽村市の内部統制は有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

重大な不備に該当するものではありません。

令和 7 年 6 月 20 日 羽村市長

令和 6 年度羽村市内部統制評価報告書（付属資料）

I 内部統制制度について

（1）地方自治法の改正

第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28 年 3 月 16 日）」において、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、長・監査委員等・議会・住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして、事務の適正性を確保することが重要とされました。

これを受けて、内部統制に関する方針の策定等を始めとした、平成 29 年度地方自治法の改正が行われました。

（2）羽村市における内部統制

内部統制制度は、都道府県及び政令指定都市における導入を義務とされており、一般市は努力義務にとどまるものの、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保する必要があります。

羽村市においては、令和 6 年 2 月 26 日に「羽村市内部統制取組方針」を策定し、令和 6 年度から、「羽村市内部統制実施要領」に基づき、市長部局、教育委員会事務局、その他の行政委員会事務局等において、財務に関する事務のリスク管理を実施しています。

2 令和 6 年度の取組内容

年度当初、各部署において財務に関する事務についてリスク評価を行い、リスクが潜在する 235 件の事務についてリスク評価シートを作成しました。リスク評価シートに基づき、通常の業務において、日常的なモニタリングを実施しました。

リスク評価シートの運用から半年（10 月と年度末）ごとに自己評価を実施し、リスク評価の内容、講じたリスクの対応策は適切であったかを検証し、リスク評価シートの内容を精査しました。

内部統制制度に対する職員の理解促進を図るため、令和７年１月に、全職員を対象とした研修を実施しました。

令和７年６月に「令和７年度第１回内部統制推進本部会議」を開催し、令和６年度の各部署における自己評価の結果を踏まえ、２８件の不備について、重大な不備に該当するか判断を行いました。

なお、発生した２８件の不備については、各部署において発見後、速やかに是正措置を行い、対応を実施するとともに、それぞれ改善事項を講じて、再発防止を図っています。

年 月	取組内容
令和６年 ３月	令和６年度リスク評価シートの作成
令和６年 ４月	令和６年度リスク評価シートに基づく監視活動の実施
令和６年 １０月	令和６年度リスク評価シートの自己評価（中間確認）
令和７年 １月	研修の実施（全職員対象）
令和７年 ４月	令和６年度リスク評価シートの自己評価（最終確認）
令和７年 ６月	令和７年度第１回羽村市内部統制推進本部会議

３ 評価結果

（１）リスクの件数

分 類	件 数	内、不備あり
財 務	１３０件	１４件
個人情報等保護	６３件	１４件
情報管理	２６件	０件
公文書管理	１６件	０件
合 計	２３５件	２８件

(2) 発生した不備の分類及び内容（部別）

部 名	財 務	個人情報 等保護	情報 管理	公文書 管理	合 計
議会事務局	－	－	－	－	－
企画部	－	1 件	－	－	1 件
総務部	2 件	1 件	－	－	3 件
市民部	1 件	9 件	－	－	10 件
産業環境部	－	－	－	－	－
福祉健康部	5 件	2 件	－	－	7 件
子ども家庭部	1 件	－	－	－	1 件
まちづくり部	1 件	－	－	－	1 件
上下水道部	－	－	－	－	－
会計課	1 件	－	－	－	1 件
生涯学習部	3 件	1 件	－	－	4 件
選挙管理委員会事務局	－	－	－	－	－
監査委員事務局	－	－	－	－	－
合 計	14 件	14 件	－	－	28 件

※0件は「－」を表示

分 類	対象事務	内 容	部 名
財務 14 件	契約 3 件	電子調達サービスでの指名競争入札において、予定価格や指名事業者等を記載した PDF ファイルを、指名事業者が閲覧することができる状態でアップロード	総務部
		議会の議決に付さなければならない財産の取得について、議会の議決を経ずに買入れを実施	総務部 生涯学習部
		障害者就労支援事業の委託における消費税の取り扱い誤認による消費税及び延滞税相当額の追加支払い	福祉健康部

分 類	対象事務	内 容	部 名
	収入 1 件	クレジットカード払い設定済み国民健康保険税納税義務者への納付書誤送付	市民部
	支出 7 件	障害者手当、障害者グループホーム助成の過払い	福祉健康部
		急患センター勤務医の報酬の誤払い	福祉健康部
		還付金支払い手続きの遅延	福祉健康部
		債権者ではない者への公金の誤払い	会計課 福祉健康部
		就学援助費等の過払い	生涯学習部
		会計年度任用職員の報酬の誤払い	生涯学習部
	物品管理 1 件	施設マスターキーの紛失	子ども家庭部
	公有財産管理 1 件	草刈り時の飛び石により市民の車を破損	まちづくり部
	行政手続 1 件	中学校勤務の会計年度任用職員の次年度任用に関する通知の記載誤り	生涯学習部
個人情報 等保護 14 件	個人情報等 （個人情報及び特定個人情報）保護 14 件	転入先自治体を誤認した者からの転入手続きを処理したことにより、本来必要のない個人情報（転出証明情報）を取得	市民部
		窓口・郵便で別人の書類を誤交付	市民部 福祉健康部
		メールの受信者全員のメールアドレスを閲覧できる状態で一斉送信	企画部 総務部 生涯学習部
		職場内で個人情報が記入された書類を紛失	市民部

(3) 不備に関する評価

評価対象期間において把握した 28 件の「不備」については、「重大な不備」には該当せず、内部統制は有効であると判断しました。

発生した「不備」については、今後、より大きな不備を発生させることを踏まえ、リスク管理を行い、評価基準日において改善事項が講じられていることを確認しました。

なお、羽村市における重大な不備は、下表のいずれかに該当する場合としています。

市民の安全・安心が脅かされた場合
社会的に広く市民が不利益を被る場合
経済的に市民や市としての被害・損害額が大きい場合
著しく市の信用を失墜させる場合

重大な不備に該当しないと判断した理由は以下のとおりです。

① 財務関連の不備（14 件）について

報告のあった財務の不備については、納付書の誤送付、予定価格の漏洩、支払金額の誤り、消費税の取扱い誤認等がありました。いずれも発覚後速やかに適切な対応が講じられています。

② 個人情報等保護関連の不備（14 件）について

報告のあった個人情報等保護の不備については、文書の誤送付、証明書の誤交付、メールアドレスの誤送信等がありました。書類の紛失事例を除き、漏洩した個人情報は、全て早急に書類の回収や誤送信した相手方へのデータの削除依頼が完了しています。書類の紛失事例を含めても、その後の被害等の報告はありません。

よって、これら発生したリスクは、市や多数の市民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせるものではなかったため、重大な不備には該当しないものと判断しました。